

○公立大学法人新見公立大学の授業料等に関する規程

平成22年4月1日

規程第14号

(趣旨)

第1条 新見公立大学が徴収する授業料、検定料、入学料、聴講料、研究料（以下「授業料等」という。）並びに証明に係る手数料（以下「証明料」という。）及び公開講座講習料については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業料等の額)

第2条 授業料等の額は、別表のとおりとする。

(授業料の徴収方法等)

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して徴収するものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月、後期にあつては11月の理事長の定める日に徴収するものとする。

3 前期又は後期中途において復学、転入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

4 特別の事情により、学年の途中で卒業し、又は修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じた額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業し、又は修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収に係る時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

5 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

6 大学院の長期履修制度適用者は、別に定める。

(授業料等の納入時期)

第4条 次の各号に掲げる授業料等の納入時期は、当該各号に定めるところとする。

(1) 各期の初日に在籍する学生の授業料 前期にあつては5月末日、後期にあつては11月末日に納入しなければならない。

- (2) 復学等で各期中途において納入義務が生じた学生の授業料 その日から起算して15日以内に納入しなければならない。ただし、納期の末日が休日に当たるときは、その翌日（当該翌日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日。以下同じ。）をもって納期限とする。
- (3) 科目等履修生又は研究生の授業料 科目等履修又は研究の許可があった日の翌日から起算して15日以内に納入しなければならない。ただし、納期の末日が休日に当たるときは、その翌日をもって納期限とする。
- (4) 志願者の検定料 入学を志願するときに納入しなければならない。
- (5) 科目等履修生志願者又は研究生志願者の検定料 それぞれ所定の志願書提出のときに納入しなければならない。
- (6) 入学料 入学手続をするときに納入しなければならない。
- (7) 科目等履修生又は研究生として許可された者の入学料 当該許可があった日の翌日から起算して15日以内に納入しなければならない。ただし、納期の末日が休日に当たるときは、その翌日をもって納期限とする。
- (8) 証明料 申請の際に納入しなければならない。
- (9) 公開講座講習料 受講前までに納入しなければならない。
- (検定料、入学料及び授業料の減免並びに徴収猶予)

第5条 理事長は、学業優秀な者であって学資の負担が困難であると認められるものその他特に必要があると認められる者については、検定料、入学料又は授業料の減免又は徴収猶予を行うことができる。

2 検定料、入学料及び授業料の減免並びに徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。
(授業料等の返還)

第6条 納付された授業料等は、原則として返還しない。
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、授業料等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日規程第14号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第14号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規程第14号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月1日規程第14号）

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成30年10月3日規程第14号）

この規程は、平成30年10月3日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規程第14号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規程第14号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（単位：円）

料金の種類			授業料等の額	
検定料	学部	学生	17,000	
		科目等履修生	9,800	
		研究生	9,800	
	大学院	学生	30,000	
		科目等履修生	9,800	
		研究生	9,800	
	専攻科	学生	18,000	
入学料	学部	学生	区域内	188,000
			区域外	282,000
		科目等履修生	区域内	18,800
			区域外	28,200
		研究生	区域内	56,500
			区域外	84,600
	大学院	学生	区域内	188,000
			区域外	282,000
		科目等履修生	区域内	18,800
			区域外	28,200

		研究生	区域内	56,500
			区域外	84,600
	専攻科	学生	区域内	112,800
			区域外	169,200
授業料	学部	学生（年額）		486,000
	大学院	大学院生（年額）		535,800
	専攻科	学生（年額）		486,000
聴講料	学部	科目等履修生	講義にあつては、1期1単位につき	13,800
			実験、実習、演習、実技等に あつては、1期1単位につき	27,600
	大学院	科目等履修生	1期1単位につき	13,800
			演習等については、1期1単位につき	27,600
研究料	学部	研究生（月額）		27,600
	大学院	研究生（月額）		27,600
証明書交付手数料	卒業生			(1通につき) 300
情報公開に伴う文書の写しの交付手数料	閲覧をする場合		1件の公文書につき	無料
	写しの交付を受ける場合		1件の公文書につき	写し片面1枚につき20円

備考

「区域内」とは、本人又はその保護者が入学の日の属する月の初日において引き続き1年以上新見市内に住所を有する場合とし、「区域外」とは、それ以外の場合とし、その認定は、住民基本台帳等により行う。

ただし、専攻科については、本学卒業生（卒業見込みを含む。）は「区域内」扱いとする。